

公益社団法人隊友会神奈川県隊友会
県央支部規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公益社団法人隊友会（以下「隊友会」という。）神奈川県隊友会（以下「県隊友会」という。）規則（以下「県規則」という。）に基づき、県隊友会県央支部（以下「支部」という。）の会員に必要な規則について定める。

(事務所)

第 2 条 県規則第 4 6 条に基づき、支部の主たる事務所を、原則として支部長の住所に置く。なお、支部長の住所に置けない場合は、理事役会で別に定める。連絡所を、厚木市中町 2 - 6 - 2 4 ほてい屋第 2 ビル「自衛隊神奈川地方協力本部厚木募集案内所気付」に置く。

(担当地域)

第 3 条 県規則第 2 1 条の規定により、支部の担当地域を、大和市、綾瀬市、海老名市、厚木市、伊勢原市、秦野市、愛川町及び清川村とする。

(地域支部の設置及び改編)

第 4 条 地域支部の設置、廃止及び改編は、県規則第 2 2 条の規定により、県隊友会の総会又は代議員会の議決を経て県会長がこれを行う。

2 独立支部は、次の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地域支部が総会において独立支部への移行又は継続を決めていること。
- (2) 約 3 0 0 名以上の所属会員を擁すること。
- (3) 会費の徴収、会計処理、事業計画の立案等が単独でできること。

3 支部は、県規則第 2 1 条の規定により、独立支部として認められている。

4 地域支部の設置、廃止及び改編については、支部長が総会の承認を得て県会長に申し出て承認を得るものとする。

5 地域支部会員が全員退会した場合、当該支部は廃止される。

(目的及び事業)

第 5 条 県規則第 3 条に基づき、支部は、担当地域内において、自衛隊協力会、父兄会、募集相談委員会及び隣接する隊友会支部等と協力しつつ、国民が自衛隊を理解するための架け橋としての役割を果たすことにより、わが国の平和と安全に寄与するとともに会員相互の親睦と相互扶助を図ることを目的とする。

2 支部は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防衛意識の普及高揚
 - (2) 防衛及び防災関連事業に関する協力
 - (3) 自衛隊業務（特に厚木航空基地及び自衛隊神奈川地方協力本部・厚木募集案内所）に対する各種協力
 - (4) 隊友紙の配布並びに機関紙「県央ニュース」の発行及び配布
 - (5) 会員の福祉厚生、相互扶助及び親睦
 - (6) 死亡した会員の遺族に対する支援
 - (7) 重度障害となった正会員及び正会員の遺族に対する支援
 - (8) 県隊友会会長（以下「県会長」という。）から委託された事業
 - (9) その他、支部の目的を達成するに相応しい事業
- （任務）

第6条 支部の任務は、県規則第44条に基づき、次のとおりとする。

- (1) 県隊友会の基本単位として、県隊友会の事業活動を分担実施する。
- (2) 会員の親睦実施の核心となる。
- (3) 県隊友会等上部機関から委託された事業を実施する。
- (4) 支部下部組織として分会等がある場合には、これを統括・指導・調整する。
- (5) 新会員の加入を勧誘し、その拡大強化に努力する。
- (6) 隊友会定款、県規則等に従い自衛隊の業務に協力する。

（会員）

第7条 支部の会員は、県規則第4条及び第5条に基づき、隊友会定款第5条に定める正会員、賛助会員、特別会員（協力会員を含む。）及び名誉会員をもって構成する。

2 支部の会員は、原則として担当地域内に居住するものとするが、担当地域外に居住している隊友会の会員で、特に支部所属を希望した者は、支部への所属を認めるものとする。

（入会手続）

第8条 入会を希望する者は、県規則第6条に基づき、隊友会が定める入会申込書を県会長に提出しなければならない。ただし、特別会員（協力会員を含む。）の入会申込書は県規則様式第1による。

2 支部長は、入会申込を受けた場合は、県会長へ入会申込書を提出する等の支援を行うものとする。

（退会・復帰・除名）

第9条 隊友会を退会しようとする会員は、県規則第8条に基づき、隊友会が定める退会届を、支部長を通じて県会長に提出するものとする。

2 会員は、次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の未納が2年以上に亘るとき

- (2) 死亡もしくは失踪宣言を受けたとき
- (3) 所在不明が2年以上に亘るとき（終身会員を含む。）
- (4) 隊友会定款又は隊友会規則の違反者及び隊友会の名誉を傷つけた者で、隊友会本部
総会で除名された者

3 前項第1号及び第3号により資格を喪失した正会員は、事後、本人の申し出があれば
支部長及び県隊友会理事役会の承認を経て、隊友会本部に報告し、隊友会理事長の承認
後、再度正会員に復帰することができる。

(会員の報告義務)

第10条 会員は、県規則第9条に基づき、住所移転、住居表示変更、電話番号変更、そ
の他身分上の移動があった場合は、支部長を通じて県会長に報告するものとする。

(役員)

第11条 県規則第10条及び第47条に基づき、支部に次の基準により役員を置く。

この際、これらの役員は正会員をもってあてる。ただし、監事役は、他の役員と兼務す
ることはできない。

(1) 理事役 30名以内

(2) 監事役 2名

2 理事役のうち、1名を支部長とし、6名以内を副支部長とする。

3 支部長に事故があるときは、副支部長のうちの1名が、その職務を代行する。

(役員を選出)

第12条 支部役員を選出は、県規則第48条に基づき、次のとおりとする。

(1) 支部長は、総会において選出し、県会長の委嘱を受けるものとする。

(2) 支部長以外の役員は、支部長又は副支部長が正会員の中から選考し、理事役会の議
決を経て総会の承認を受けて選出される。ただし臨時の増員で総会の承認を得られな
い場合は、理事役会の議決により選出することができる。

2 県役員のおすすめ等については、県規則第11条に基づき、次のとおりとする。

(1) 支部長は、当該年度末までに、次年度の代議員候補者12名（支部の枠）を、県会
長に推薦するものとする。この際、県隊友会の役員及び支部長は、支部の枠に含めな
いものとする。

(2) 支部長は、前号の代議員の中から3名の県理事役候補を県会長に推薦する。ただし、
この場合、理事役の中から選考するものとする。

(3) 支部長が、支部所属の県役員を交代又は退任させる場合は、県様式第2「県役員就
任・退任上申(報告)書」を県会長に提出するものとする。

(役員職務)

第13条 支部長は、県規則第49条に基づき、支部を代表して業務全般を統括するとと
もに、県会長から委任された事務を行う。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。代行

の順位は、理事役会において定める。

3 理事役は、支部長の命を受け、業務を遂行するとともに、理事役会において所定事項の議決にあたる。

4 監事役は、支部の会計及び業務を監査する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、県規則第13条に基づき、1期2年とし、再任を妨げない。

ただし、再任の期限を次のとおりとする。

- (1) 支部長の任期は、初任期を含み3期6年迄とする。
- (2) その他の役員は、初任期を含み5期10年迄とする。
- (3) やむを得ない事由により前各号によれない場合、支部長は総会の議決を経て、県会長の委嘱を受けるものとする。その他の役員は理事役会の議決を経て、その期限を延長することができる。

(役員解任)

第15条 支部長は、県規則第14条に基づき、役員で心身の故障又はその他の理由により職務の執行に堪えないとき又は役員たるに相応しくない行為があったときは、総会の承認により解任することができる。ただし、緊急の場合で総会の承認を得ることができない場合は、理事役会の議決により解任することができるものとする。

(顧問及び相談役)

第16条 県規則第4章及び第50条に基づき、支部に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 支部長は、支部役員経験者を、理事役会の承認を得て、当該支部長の任期中に限り、顧問に委嘱することができる。
- 3 支部長は、会務遂行上必要と認める会員を、理事役会の承認を得て、当該支部長の任期中に限り、相談役に委嘱することができる。
- 4 顧問及び相談役は、支部長の諮問、相談に応ずるほか、支部長の要請により各会議にオブザーバーとして参加することができる。

(事務局及び担当部会)

第17条 支部に事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長を置き、必要により事務局次長を置くことができる。
- 3 事務局長及び事務局次長は、理事役の中から、支部長が任命する
- 4 事務局長は、支部長の命を受け、局務を統括処理する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 事務局の担当業務は、県規則第23条を準用するとともに、県規則第45条に基づき次のとおりとする。
 - (1) 各種文書業務、支部会員名簿の整理等の事務に関すること。
 - (2) 県央支部規則改正の事務手続きに関すること。

- (3) 各種行事、会議等計画及び準備等に関すること
- (4) 会費の徴収、出納簿等整備の会計業務に関すること。
- (5) 支部の物品管理に関すること。
- (6) 隊友紙の配布並びに機関紙「県央ニュース」の発行及び配布に関すること
- (7) 県隊友会等関係機関から委託された事項。
- (8) 年度事業計画に示された事項及び理事役会等で定められた事項
- (9) その他、支部長から指示された事項

7 支部長は、業務を専門的に実施するため、事務局の内又は外に担当部会を設け、事務局の作業を分担又は補助させることができる。細部については、理事役会で別に定める。

(会議の種別)

第18条 会議は、総会と理事役会とする。

(総会)

第19条 総会は、県規則第25条に準じて、正会員をもって構成し、年1回開催するものとし、支部長が招集する。ただし、やむを得ない事由により、総会が開催できず、かつ支部の存続、統廃合等重要な審議案件がない場合は、理事役会をもって総会に替えることができる。なお、この場合は、次の総会で、了承を得るものとする。

2 総会においては、役員を選出及び本規則の改正のほか、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 前年度事業の実施状況及び決算報告の承認
- (2) 次年度事業計画及び予算の決定
- (3) その他、支部の運営に関する重要な事項

3 総会の議長は、原則として支部長が担当する。なお、支部長が担当できない場合は、理事役の互選により選出するものとする。

4 総会の議事は、出席者の過半数により決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。

5 細部については、理事役会で別に定める。

(理事役会)

第20条 理事役会は、県規則第27条に準じて、理事役及び監事役を持って構成し、原則として各四半期に開催し、支部長が招集する。

2 前項にかかわらず必要のある場合には、支部長は、その都度理事役会を招集する。

3 理事役会においては、支部長代行の順位及び役員候補の決定のほか、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 総会において議決された事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 県央支部規則の改正に係わる検討及び改正案の作成
- (4) その他、重要な業務の執行に関する事項

- 4 理事役会の議長は、支部長が指定する副支部長が担当する。
- 5 理事役会の議事は、出席者の過半数により決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 細部については、理事役会で別に定める。

(会費)

第21条 会員は、県規則第29条に定める会費を納入しなければならない。

- 2 正会員の年会費は、隊友会規則第1号に定める額とする。
- 3 特別会員の年会費は、個人会員にあつては1万円、法人会員にあつては3万円を基準額とする。
- 4 協力会員の年会費は、3000円を基準額とする。
- 5 支部会員のうち終身会員を除き、原則として毎年度初頭に会費を支部に納入する。

(資産)

第22条 支部の資産は、県規則第39条及び第40条に基づき、次の各号を持って構成し、理事役会の議決に基づき、支部長が管理する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業等収入
- (4) 利息その他の収入

(経費の支弁)

第23条 支部の諸経費は、県規則第41条に基づき、資産をもって支弁するものとする。細部については、理事役会で別に定める。

(会計年度)

第24条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(報告)

第25条 支部長は、県規則第33条及び県隊友会の指示に基づき、次の事項を県会長に報告する。

- (1) 主要事業実績（県様式第9） ・ ・ ・ 翌年4月8日まで
- (2) 会勢等状況（県様式第6） ・ ・ ・ 同上
- (3) 当該年度支部役員名簿（様式適宜） ・ ・ ・ 支部総会終了後
- (4) 支部総会実施概要（様式適宜） ・ ・ ・ 支部総会終了後
- (5) 正味財産増減計算書（別途県指定様式） ・ ・ ・ 翌年4月5日まで
- (6) その他、県会長の指定する事項 ・ ・ ・ 適宜

(表彰)

第26条 表彰は、正会員に対し次の各号に該当する行為があつた場合に行う。

- (1) 隊友会の目的達成のための功績
- (2) 支部活動及び業務運営上の功績

(3) 会員増勢の功績

2 支部長表彰に関する細部基準は、県規則第34条第2項によるものとする。細部については、理事役会で別に定める。

3 支部長は、県規則第35条に基づき、極めて顕著な功績が認められ、隊友会会長表彰並びに県会長表彰に該当する場合には、県様式8-1により県隊友会事務局長（以下「県事務局長」という。）を通じて県会長に上申するものとする。

(感謝状の贈呈)

第27条 感謝状は、次の各号に該当する行為があった個人又は団体に贈呈する。

(1) 隊友会活動支援の功績が著しい個人又は団体

(2) その他、支部長が必要と認めたもの

2 支部長は、県規則第36条に基づき、個人又は団体が極めて顕著な隊友会支援活動が認められ、隊友会会長感謝状贈呈並びに県会長感謝状贈呈に該当すると思われる場合には、県様式8-2により県事務局長を通じて県会長に上申するものとする。

(香典等)

第28条 香典等については、県規則第37条に基づき処理するものとし、細部については、理事役会で別に定める。

(顕彰状等)

第29条 正会員が死亡し、遺族から要望があったとき又は支部長が必要と認めた場合は、支部長は、県規則第38条に基づき、県会長に上申し、顕彰状及び隊友会旗をもって弔意を表すことができる。

(個人情報保護)

第30条 会員の個人情報について、県規則第55条に基づき、次のとおり管理する。

(1) 支部長は、会員の個人情報がみだりに公開されることのないよう配慮する。

(2) 支部長は、支部の保護責任者として、会員名簿、役員名簿等に関する個人情報管理簿を備えるものとする。

(3) 保護責任者たる支部長は、個人情報の管理状況について、毎年1回定期検査を行うものとする。

(4) 事務局長は、会員個人情報の適切な管理に努め、業務を通じて得た会員の個人情報を本来の目的以外に使用してはならない。

(規則の改正)

第31条 この規則の改正は、理事役会の議決を経て、総会の議決による。ただし、県規則の改正があった場合、その改正部分に関する事項については、理事役会の決議により改正することができる。なお、この場合は、次の総会で了承を得るものとする。

2 規則の改正に係わる事務手続きは、事務局の担当とする。

(雑則)

第32条 この規則の施行について必要な細部事項は、理事役会の議決を経て支部長が定

める。

附 則

- 1 この規則は平成27年4月18日から施行する。
- 2 この規則の改正等の履歴については、下記に別出しする。

規則改正等履歴

- H15.6.1 県隊友会規約が制定され、県央支部は、独立支部とされた。
- H18.3.4 本規約の制定（総会で承認）
- H24.4.13 H23.4.1 隊友会が公益社団法人として認められたことに伴う関連規則等の改正に伴う、本規約の改正。
- H24.7.1 県隊友会規約が、県規則に改められた。
- H26.4.12 H25.3 以降に県規則が隊友会規則類と再整合・見直しされたことに際しての本規約の改正。
- H27.4. 県規則への全面的な整合による改正。県規則に整合して、県央支部規約を県央支部規則に改める。